



秋の到来とともに、中秋節、国慶節と休暇シーズンを迎えています。国慶節を前に「法定休日の残業手当は3倍？4倍？」の議論が盛んです。本号では、法定休日の残業手当計算、施行から1年が経過した《外国人出入国管理条例》の運用実態に関してご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】

- 法定休日の出勤日当は3倍？4倍？
- 《外国人出入国管理条例》の運用状況

人事・労務情報

■ 法定休日の出勤日当は3倍？4倍？

本年から法定休日前後の休息日調整がルール化されていますが、國務院通知による国慶節の休暇調整は下記です。

月	9月				10月											
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
休日調整	休息日	振替出勤日	出勤日	出勤日	法定休日			休息日	9月28日(日)の振替休日	10月11日(土)の振替休日	出勤日	出勤日	出勤日	出勤日	振替出勤日	休息日

10月1日～3日は国慶節法定休日、10月4日（土）～7日（火）は休息日です。

《労働法》では、法定外勤務時間に関する時間外労働手当は下記の様に定められています。（日給換算）

平日の時間外労働手当 : 本人労働契約賃金÷21.75×150%

休息日の時間外労働手当 : 本人労働契約賃金÷21.75×200%

法定休日の時間外労働手当 : 本人労働契約賃金÷21.75×300%

時間外労働勤務手当計算に使用される21.75という数字は2008年1月より使用されている、月次報酬から日当を計算する際に使用される、平均月次勤務日数です。

平均月次勤務日数は(365日－104日（年間休息日日数）)÷12です。104日には法定休日11日は含まれておらず、基本給には法定休日の基本給は含まれています。現在盛んに議論されているのは、

①法定休日勤務手当の300%というのは有給休暇の基本給に加算して支給する超過勤務手当であるのか？

②法定休日勤務手当の300%には月次賃金に含まれている基本給を含み、超過勤務手当は200%になるのか？

という点です。

広州市、深セン市等、条例により法定休日の超過勤務手当部分300%とすると明示している地域もありますが、各問合せ窓口の指導が異なります。

法定休日基本給	超過勤務手当	総支給額		人力資源・社会保障局 コトライン			市民コトライン (上海)	法律コトライン (上海)
				上海	蘇州	北京		
賃金の100%	賃金の200%	正常賃金+賃金の200%	正常賃金×3					✓
賃金の100%	賃金の300%	正常賃金+賃金の300%	正常賃金×4	✓	✓	✓	✓	

### NAVI : 法定有給休暇出勤時の残業手当規定

労働法に規定されている残業手当が超過勤務手当のみを指すのか、有給休暇日の基本給を含むのかの判断が統一されていない現状、企業では解釈を定め、統一した運用をすることが基本です。将来的に企業支払い分が不足と判断された場合に補充支給することは可能ですが、労働者からの払い戻しを受けることは困難である点は考慮に値すると思われれます。国慶節休暇期間は日本の休日と無関係であり、日系企業では日本出張者が少なくありません。出張時の残業手当支給基準と併せて、確認する必要があります。

### ■ 外国人在留許可に関わる状況（上海市）

昨年9月1日に《外国人出入国管理条例》が施行され1年が経ちました。当初、手続き期間の長期化等が懸念されましたが、現在、実務上の留意すべき状況は下記です。

就業証、居留証：

<http://cochicon.com/wp-content/uploads/2014/09/CoChi-HR-Navi-Vol-26.pdf>

#### **就業証、外国人居留許可証届出事項の変更**

- ・就業証届出事項：就労先、住所、国籍、姓名、職位、パスポート番号 等
- ・外国人居留証届出事項：居留理由（就労先の変更を含む）、国籍、住所、姓名、パスポート番号等の変更の場合、発生から10日以内の届出義務の管理強化。5,000～20,000元の罰金の徴収厳格化。

#### **ネット申請の復活**

昨年の新条例施行時には一時的にネット申請が中止されていましたが、現在はネット申請が可能となっています。下記がネット申請可能事項です。

就業証 : 一般更新申請、氏名・国籍・パスポート番号・職務名称・住所・社名の変更

居留許可証 : 一般更新のみ

#### **手続き期間の短縮**

公表では、就業証の新規申請の受理から発給までの手続き期間は15営業日ですが、実際の運用では短縮されています。また更新は5 営業日、ネットで事前更新申請をした場合は即日受領です。（パスポート預け期間）

居留許可証の申請、更新は昨年の条例施行時は15営業日とされていましたが、現在、上海市では7 営業日に変更されています。

#### **Mビザでの就労制限強化**

新制度で発給が始まったMビザ（商用、貿易活動のための査証）はあくまで訪問査証であり、中国法人の従業員としての就労は許可されない事が運用上も明確にされています。

### NAVI : 在留資格に関する届出事項変更時の留意点

就労在留資格の届出事項の変更時には事由発生から10日以内の届出事項変更申請が義務付けられています。所属法人の変更（中国国内での異動、事業再編による法人登記変更等）の場合はネット申請は受理されず、窓口申請となります。その際、就業証の変更完了に15日（規定・最長）を要し、居留許可証の変更届け出期間10日以内の届出完了は物理的に困難となります。実際の就労先と各証書の就労先が一致しない場合、厳格に処罰されます。

窓口では手続きによる空白期間にMビザを取得するよう指導されています。またMビザによる、中国法人での“就労”は禁止されていますので、出張者のMビザによる活動にも留意を要します。